

山梨県認定鳥獣捕獲等事業に係る手続要領

平成27年9月 4日 施行
平成28年1月15日 改正
平成29年4月17日 改正
令和 3年4月 1日 改正
令和 5年4月 1日 改正

第1 総則

1 目的

この要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の2の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）が法第18条の3第1項（法第18条の7第2項又は第18条の8第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき山梨県知事に対して行う申請及び法第18条の7第3項又は第4項の規定に基づき山梨県知事に対して行う届出の手続の細目を定め、円滑な手続に資することを目的とする。

2 用語

この要領における用語は、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和54年山梨県規則第33号。以下「細則」という。）に定めるところによる。

第2 認定の申請

1 申請図書の構成

認定申請者は、次に掲げる申請図書1組を提出するものとする。

- (1) 申請図書チェック表「本要領第1号様式」
- (2) 鳥獣捕獲等事業認定申請書「法第18条の3第1項、細則第10条第1号、細則第1号様式」
- (3) 法人の定款又は寄附行為「法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第1号」
- (4) 法人の登記事項証明書の原本「法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項

第1号」

- (5) 役員等名簿「法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第2号、本要領第2号様式」
- (6) 次のア、イ、ウ、エのいずれかの書類「法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第3号」
 - ア 事業管理責任者が申請者の役員である場合（イに掲げる場合を除く。）にあつては、その旨を証する書類
 - イ 申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
 - ウ ア及びイ以外の場合にあつては、認定申請者が事業管理責任者を雇用していることを示す雇用契約書の写し
 - エ ウ以外で、認定申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- (7) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟をする場合は、夜間銃猟安全管理規程を含む。）「法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第4号」
- (8) 事業管理責任者の誓約書「法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第5号、本要領第3号様式」
- (9) 事業管理責任者及び捕獲従事者名簿「法第18条の3第1項第3号、法第18条の3第2項、規則第19条の2第3項、本要領第4号様式」
- (10) 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し（申請時点で有効なものに限る。）「法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第6号」
- (11) 銃猟による鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあつては、認定の申請に係る全ての銃ごとの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可に係る許可証（銃砲所持許可証）のうち、住所・氏名・写真のページ及び事業に使用する銃のページの写し（同項第2号の規定による許可の場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）「法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第7号」
- (12) 次のア又はイのいずれかの書類「法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第8号」
 - ア 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した規則第19条の4第1項第6号に定める知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。）を含む救命講習（消防機関が主催する上級救命講習、日本赤十字社の救急員養成講習等）の修了証の写し（有効期限が定められた資格等の場合にあつては、原則として有効期間内のものであることとし、再受講の時期に係る目安が示されている講習等の場合にあつては、その時期を過ぎた場合は原則として再受講していることを要する。）
 - イ 認定申請者自らがアに相当する救命講習を実施する場合にあつては、その実施

報告書及びその講習がアの救命講習に相当することを証する図書

(13) 次のア又はイのいずれかの書類「法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第9号」

ア 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し

なお、修了証に当該講習の内容及び時間が記載されていない場合は、当該講習の内容及び時間を記した書類（講習履歴書「本要領第5号様式」）を添付すること

(ア) 安全管理講習（鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理に関する講習をいう。以下イにおいて同じ。）（申請前3年以内に修了したものに限り。）「規則第19条の2第2項第9号イ」

(イ) 技能知識講習（適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識に関する講習をいう。以下イにおいて同じ。）（申請前3年以内に修了したものに限り。）「規則第19条の2第2項第9号ロ」

(ウ) 法第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあっては、夜間銃猟安全管理講習（夜間銃猟をする際の安全管理に関する講習をいう。以下イにおいて同じ。）「規則第19条の2第2項第9号ハ」

イ 事業管理責任者及び捕獲従事者がアの（ア）及び（イ）に掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者であることを証する書類

(ア) 安全管理講習を修了した者と同等の知識を有する者であることを証する書類の写し「規則第19条の2第2項第9号イ」

環境省が作成した講習テキストの内容に照らして、同様の全ての知識等を習得していると認められるもので、例えば大学等が実施する資格や講座、認証制度等を証する書類の写し

(イ) 技能知識講習を修了した者と同等の技能及び知識を有する者であることを証する書類の写し「規則第19条の2第2項第9号ロ」

環境省が作成した講習テキストの内容に照らして、同様の全ての知識等を習得していると認められるもので、例えば大学等が実施する資格や講座、認証制度等を証する書類の写し

(ウ) 法第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあっては、夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し【規則第19条の2第2項第9号ハ】

(エ) 講習の内容及び時間を記した書類（講習履歴書【本要領第5号様式】）【規則第19条の2第2項第9号】

- (14) 夜間銃猟を実施する場合にあっては、夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が、「夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件」（平成27年環境省告示第86号）で定める要件を満たすことを証する次の書類【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第10号、規則第19条の5第1項第2号】
- ア 夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書（次に掲げる要件を満たすものに限る。）【平成27年環境省告示第86号、本要領第6号様式】
- （ア）射撃の技能を証明するに当たって適切な者によって証明されたものであることとし、当面の間は、環境省が実施する夜間銃猟安全管理講習による証明書によることとする。
- （イ）射撃に関する関係団体からの推薦書によって射撃の技能を証明する場合にあっては、過去1年以内に参加した射撃に関する大会において同等の技能を有すると判断される成績を収めたことが分かる書類の写しを添付すること。
- イ 夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績（申請前3年以内に銃猟により指定管理鳥獣の捕獲等をした実績）【平成27年環境省告示第86号、本要領第7号様式】
- ウ 夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書（次に掲げる要件を満たすものに限る。）【平成27年環境省告示第86号、本要領第8号様式】
- （ア）夜間銃猟の捕獲従事者について、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を、認定申請者である法人の代表者が推薦すること。
- （イ）認定申請者である法人の代表者自身が夜間銃猟をする場合にあっては、その代表者の推薦人は、当該法人に所属する者以外の者であって、銃猟免許を有する者とする。また、その推薦人の銃猟免状の写しを添付すること。
- (15) 研修計画書【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第11号、本要領第9号様式】
- (16) 事業実施実績書（事業実施実績は、申請前3年以内の実績に限り、事業の契約書、仕様書、事業報告書等を添付すること。）【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第12号、本要領第10号様式】
- (17) 役員及び事業管理責任者に係る誓約書【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第13号、本要領第11号様式】
- (18) 規則第19条の8第4号に規定する損害保険契約書の写し【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第14号】
- (19) 認定申請者が欠格事由に該当しない旨の誓約書【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第15号、本要領第12号様式】
- (20) その他知事が必要と認める図書【法第18条の3第2項、規則第19条の2第3

項】

2 申請図書の提出

(1) 提出方法

申請図書の提出は、山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課（山梨県庁本館2階）の自然保護担当に持参するものとする。

(2) 持参者

申請図書を持参する者は、その申請内容及び記載内容について説明するものとする。

3 認定書の交付

申請図書の審査の結果、認定を受けることとなった者は、認定書の交付を受けるものとする。

なお、認定書の交付を受けるに当たって、留意事項として、認定の変更、認定鳥獣捕獲等事業の廃止の届出、認定の失効などの説明を受けるものとする。

第3 申請を要する認定の変更

1 変更認定の申請図書の構成

変更認定を受けようとする者は、次に掲げる申請図書1組を提出するものとする。

(1) 申請図書チェック表【本要領第1号様式】

(2) 鳥獣捕獲等事業変更認定申請書【細則第10条第2号、細則第2号様式】

(3) 「第2 1 (3) から (20)」までのうち当該変更に係る図書

2 変更認定の手続

認定鳥獣捕獲等事業者が法第18条の3第1項第2号から第5号までに掲げる事項を変更し、法第18条の7第1項の認定（以下「変更認定」という。）を受ける場合の手続は、「第2」を準用する。

第4 軽微な変更等

1 軽微変更の届出図書の構成

軽微変更又は氏名等変更をした者は、次の届出図書1組を提出するものとする。

(1) 鳥獣捕獲等事業変更届出書【細則第10条第3号、細則第3号様式】

(2) 「第2 1 (3) から (20)」までのうち当該変更に係る図書

2 軽微変更の手続

認定鳥獣捕獲等事業者が法第18条の7第1項ただし書及び規則第19条の10の軽微な変更（以下「軽微変更」という。）をした場合の手続並びに法第18条の3第1項第1号又は第6号に掲げる事項の変更（以下「氏名等変更」という。）があった場合の手続は、「第2-2」を準用する。

第5 認定鳥獣捕獲等事業の廃止

法第18条の7第4項の規定に基づく認定鳥獣捕獲等事業を廃止したときの届出は、鳥獣捕獲等事業廃止届出書（細則第10条第4号、細則第4号様式）1通を提出することによるものとする。この手続は、「第2-2」を準用する。

第6 認定の有効期間の更新

1 更新申請の手続図書の構成

更新申請に係る手続図書は、「第2-1」に準じるものとする。「第2-1(3)から(20)」までの書類については、既に山梨県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる【法第18条の8第6項】。法第18条の8第3項ただし書に該当するときは、理由書（様式は定めない。）を添付するものとする。

また、申請図書には、現に受けている認定に係る研修実施状況報告書（本要領第13号様式）を加えるものとする。

2 更新の手続

認定鳥獣捕獲等事業者が法第18条の8第3項の規定に基づき認定の有効期間の更新の申請（以下「更新申請」という。）をする手続は、「第2-2」を準用する。

認定の有効期間を更新する者は、鳥獣捕獲等事業認定有効期間更新申請書（細則第10条第5号、細則第5号様式）1通を有効期間の満了の日の90日前から60日前までの間に提出すること。